

健康保険証の廃止目前での関連情報、 「資格確認書」などの情報不足の状況 会員アンケート、自治体アンケートの報告

2024年8月19日

埼玉県保険医協会

【保険証廃止を目前に控えた状況】

2023年6月にいわゆる「保険証廃止法」が成立をした後にも、新たな問題が次々と浮上したために、8月に政府は「最終とりまとめ」を発表し、法の趣旨を大きく修正緩和するとした。「資格確認書」の発行要件、「資格情報のお知らせ」の新設にみられるとおり、マイナ保険証のみでは、国民皆保険制度の運用は困難であることが示された格好である。マイナ保険証の利用率も低くシステムの信頼は低迷中である。

昨年12月に、保険証の新規発行を今年12月2日以降は行わないことを発表した政府は以降保険証廃止に向け、マイナ保険証の利用率の引き上げ策に躍起になって患者、国民に向けた案内をしているものの、保険証が廃止された後にマイナ保険証を持っていないとも「資格確認書」が自動的に交付されることや、マイナ保険証を持っていると以降はマイナ保険証でしか資格確認ができなくなること・アナログベースでは資格確認ができなくなること、などの説明を一切していない。そもそも、「資格確認書」そのものの説明もされてない。

このような状況のまま時期が推移すれば、保険証廃止後に各患者の資格確認方法がどのようになるのか医療機関には問合せが多数寄せられることが見込まれる。しかし、保険証の廃止時期などは各保険証によって異なり、また、患者のマイナ保険証の所持の有無によっても異なるなど、説明事項は多岐にわたり、正確な説明は困難である。

こうした状況を少しでも是正されるよう、埼玉県に対して要請をすることとし、合わせて会員開業医の近況や自治体保険者の様子などについても報告することとした。本会では昨年5月、8月、12月とマイナ保険証システムに関する会員アンケートを実施しているが、今年5月以降の状況について、改めて会員調査を行うこととしたもの。

【開業医アンケートについて】

本アンケートは8月9日～30日に保険医協会が実施しているもので、開業医会員を対象に利用状況、エラーやトラブル経験、12月から健康保険証を廃止することなどを設問としている。本日は中間速報となる。

今年5月以降に「トラブル・不具合があった」としたのは72%と依然として半数以上が経験している。12月時の「72%」と変わっていない。保険証が廃止された場合の受付業務についての予想では「受付業務に忙殺される」とする回答が53%と最も多く、「診察の待ち時間が長くなる」「スタッフを増やさざるを得ない」と続いた。利用状況の低迷にある現在でも受付の手が取られるなど、システム利用に伴う実害は今も進展中である。

12月の保険証廃止について、「賛成」するのは2%にとどまり、「賛成だが延期すべき」14%、「保険証は残すべき」84%と、二つを合わせると98%にも上った。来年秋に健康保険証の廃止については、医療現場では賛同は得られていないことが示されている。

保険証廃止を求める声は、国民からも高まっていない。政府には保険証の存続を求めたい。

同時期に全国の保険医協会が本調査を実施しており、全国保険医団体連合会が秋に回答集計を発表予定である。

【自治体アンケートについて】

本会も加盟する埼玉県社会保障推進協議会により埼玉県内63自治体から様々な項目のアンケートを今年4月に実施。ここでは各市町村が「資格確認書」の発行予定、マイナ保険証の解除のアナウンス予定、74才への特別な案内予定などについての設問を抜粋した。

各自治体の国保・後期高齢者医療保険では国からの案内が不足しているため、今年の12月ま

で「資格確認書」の発行体制が整えられるか見通せていないところも少なくない。資格確認書を全ての加入者に送達するとしているのが、国保では4自治体あった。また、マイナ保険証の解除申請を10月より受付されることの案内を計画しているのは31自治体、マイナ保険証保有者は経過措置後にはマイナ保険証で医療機関の受付をしなければならないことを周知するのは26自治体と、半数近くが、被保険者に対する情報提供を予定しているとした。

いずれも、保険証廃止が4カ月を切っている現段階でも実施できておらず、対応が遅れている。

これらの問題は健康保険証を存続させ、マイナ保険証と使いたい保険証を選択できるようにすれば解決することであり、本会では埼玉県以外にも国や関係者にも要請を続けている。

埼玉県保険医協会

県内の開業医師、開業歯科医師で構成し、会員数は4300人（24年7月現在）。

医科開業医の45%、歯科開業医の55%が加入する任意団体。（代表者＝理事長：山崎利彦）
健康保険証によって行う診療を保険診療といい、担当する医師を「保険医」という。

「保険医療の充実と改善により国民・県民医療を守る」「開業医の生活と権利を守る」の2つを掲げて、諸活動を行っている。保険医協会は全国各都道府県に設立されており、その連合体が全国保険医団体連合会（保団連）。10万7千人の医師・歯科医師が加入している。

健康保険証の廃止目前での関連情報、 「資格確認書」などの情報不足の状況 会員アンケート、自治体アンケートの報告

資料

・厚労省 資料

マイナ保険証の利用率推移 利用状況 (24年7月)	2
マイナ保険証推進キャンペーンで医療機関、薬局にて配布用ツール	4
資格情報のお知らせ 見本	5
被保険者資格申立書	6
マイナ保険証の解除申請書 見本	7

・保険医協会作成資料

現行保険証と資格確認書は同等 / マイナ保険証は「2枚持ち」に	8
健康保険証が廃止されたら 資格確認書？ マイナ保険証？	10

・後期高齢者医療保険 保険証送達時の説明

埼玉県の場合	11
千葉県の場合	14

・社会保険「協会けんぽ」の資料

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法	16
資格確認書の発行スケジュール	17
発行する資格確認書のイメージ	18

・社会保障推進協議会 埼玉県内の国保、後期高齢者医療保険

アンケート回答集 抜粋	19
-------------------	----

・保険医協会 開業医会員アンケート 中間速報報告

.....	27
-------	----

・要請書 健康保険証廃止に関する情報、「資格確認書」情報の周知が不足しています

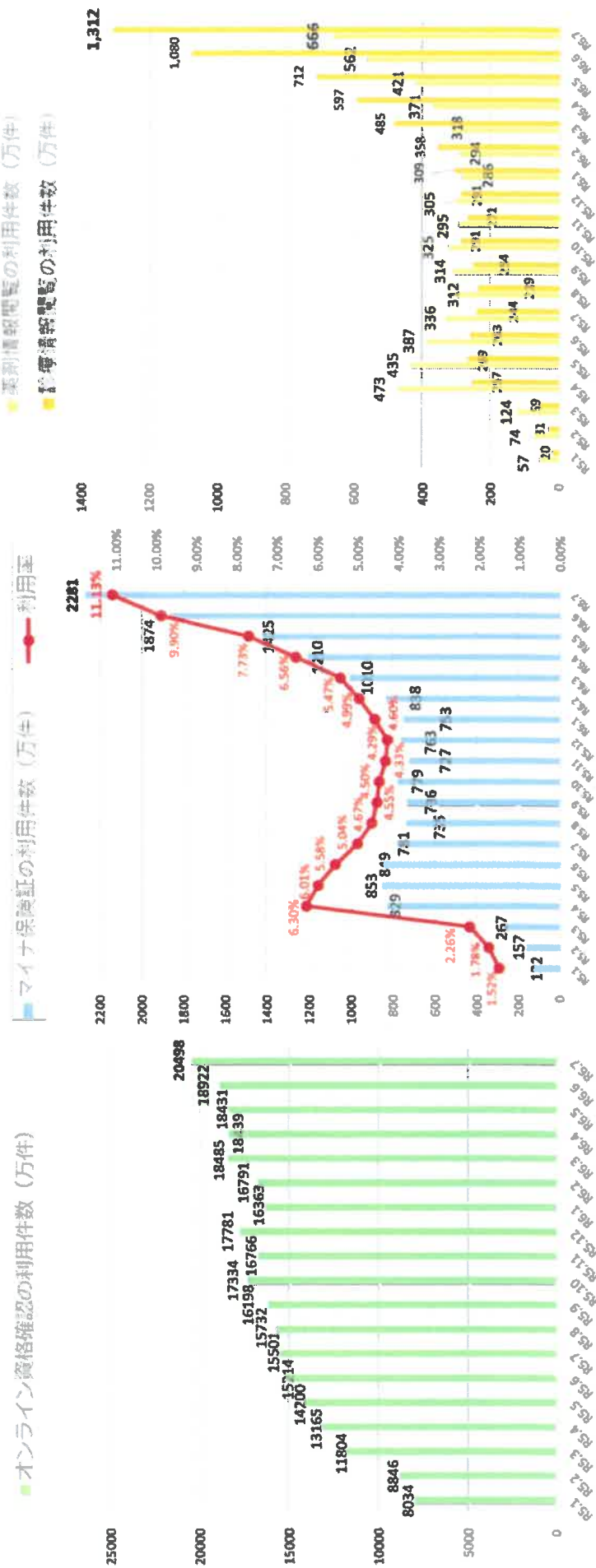
県民への周知と保険者として自治体に周知徹底をしてください(8月19日) .. 33

【参考】

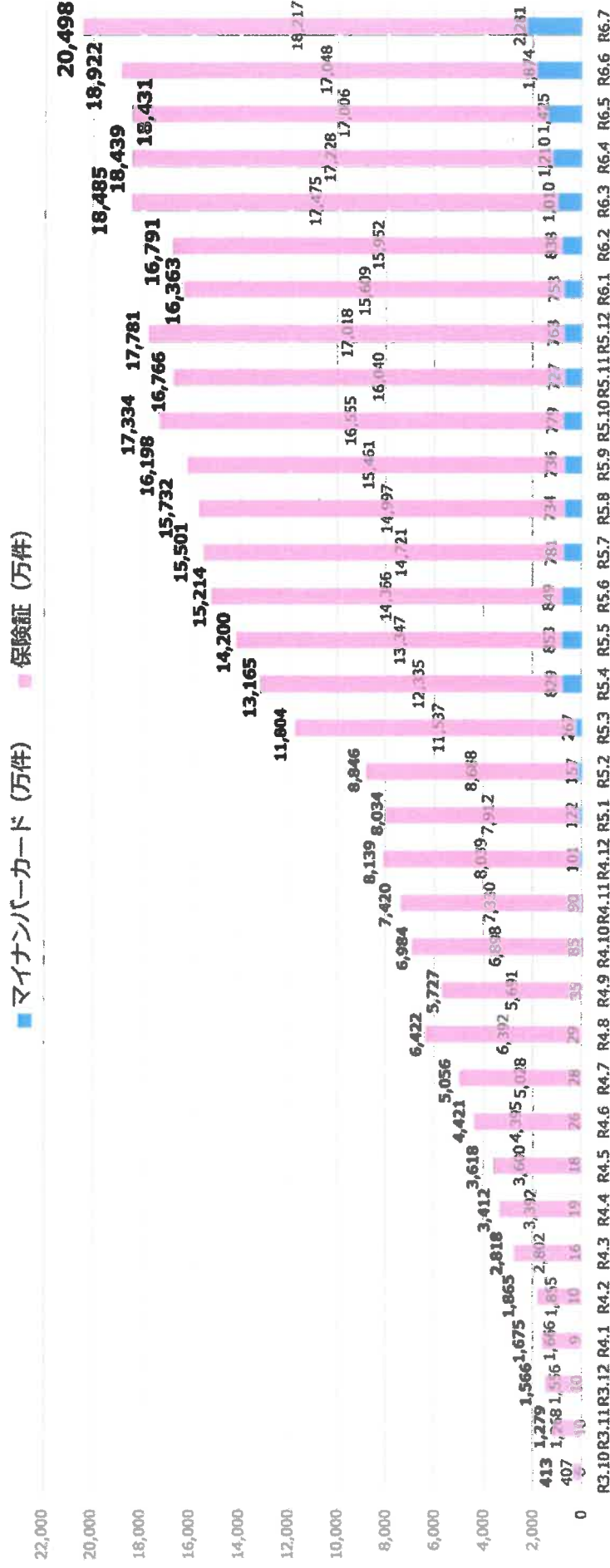
国民のマイナ保険証所有率	58%
マイナカードの保有率	74%



保険証なら
見せるだけ



■運用開始施設における資格確認の利用件数



【7月分の内訳】

	合計 (件)	マイナバー カード (件)	保険証 (件)
病院	12,066,941	2,523,378	9,543,563
医科診療所	86,121,543	7,898,267	78,223,276
歯科診療所	14,187,468	2,260,661	11,926,807
薬局	92,599,343	10,125,010	82,474,333
総計	204,975,295	22,807,316	182,167,979

※一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格の有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

【掲示用ポスター】

とっても簡単!

マイナンバーカード

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。



or



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

当院が保有している過去の診療情報、検査結果、処方情報などを、他の医療機関と連携して利用させていただきます。

☐ 同意しない ☐ 同意する

(40歳以上対象)
家族の情報を
利用いたします

当院が保有している家族の診療情報、検査結果、処方情報などを、他の医療機関と連携して利用させていただきます。

☐ 同意しない ☐ 同意する

※家族連帯利用機能をご利用の方は、必ずて健康・保険を認識します。






【配布用チラシ】

⚠ ご注意ください!

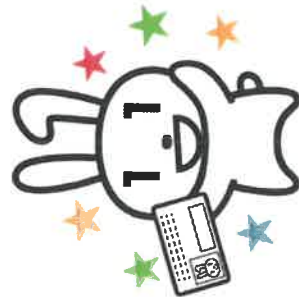
本年12月2日から
現行の健康保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード

をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

 資格情報のお知らせ
 令和〇年〇月〇日発行
 (交付者名)
 (保険者番号)
 記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
 氏名 佐藤 太郎
 負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)
 受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

マイナ保険証では資格確認ができないときに...

患者の皆様へお願い

別添 3

別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

被保険者資格申立書に関する説明書

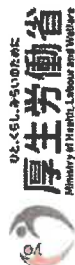
本申立書は、有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担、70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により保険証が発行されているものの、データ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナバーカードでオンライン資格確認ができない場合



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	☐ 有効な保険証の交付を受けている
保険証種別	☐ 社保 ☐ 国保 ☐ 後期 ☐ その他 ☐ わからない
保険者等名称	
事業所名※1	
保険証の交付を受けた時期	☐ 1か月以内 ☐ それより前 ☐ わからない（わかる範囲でご記入ください。）
一部負担金の割合※2	☐ 3割 ☐ 2割 ☐ 1割 ☐ わからない

※1 保険証が社保（被保険者が従業員保険組合、共済組合、全国健康保険協会（協会けんぽ））の被保険者である場合は、保険証の裏面に記載されている「保険者等名称」欄に記載してください。その他の（自営・小規模事業者）の被保険者の場合は、記載してください。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の場合は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求させていただきます。

2 マイナバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)			
生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
性別	☐ 男 ☐ 女			
住所				

※3 マイナバーカードの裏面に記載された住所以外の住所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナバーカードの裏面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのままだとご記入ください。氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナバーカードの裏面に記載された住所以外の住所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

署名 _____ (患者との関係者) _____
連絡先電話番号 _____
※5 (患者との関係者)欄は、被保険者の方等が署名された場合にご記入ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

(医療保険者名) 殿

令和 年 月 日

解 除 申 請 者	フリガナ			生年	大正・昭和		
	氏名			月 日	平成・令和 年 月 日		
	住所	(郵便番号 -)					
		都道 府県			市区 町村		
	連絡先	電話番号					
		Email					
	被保険者等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に 記載してください。	被保険者等記号		番号		枝番	
マイナンバー カードの 健康保険証 利用登録の 解除につい て	☐ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を求めます。また、この解除作業を行うため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が保有する利用者証明用電子証明書のシリアル番号をデジタル庁へ提供することに同意します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請した方には、保険者から資格確認書を交付します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、時間がかかる場合があります。						
署名: _____							

(解除を希望する理由)

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

現行保険証と資格確認書は同等/マイナ保険証は「2枚持ち」に

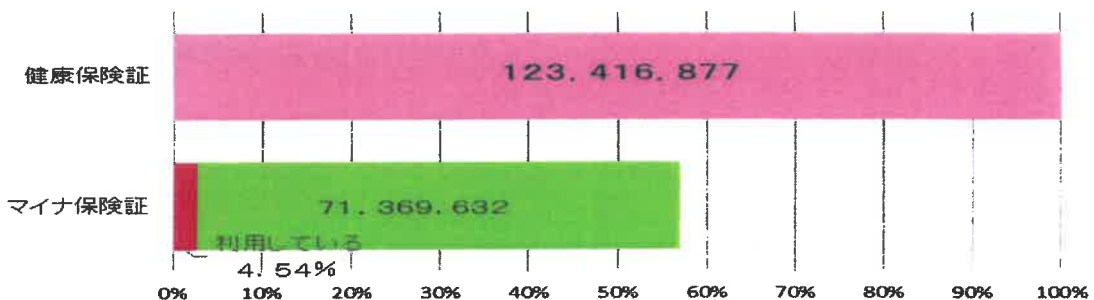
■ 保険資格を証明する「保険証」の比較

	現行の保険証	マイナ保険証	資格確認書
交付方法	申請なしで交付 届けられてくる	申請が必要	当面の間は、 マイナ保険証を持た ない者に申請なしで 交付
有効期限	保険者による なし・1年・2年	5年	保険者による 最長で5年
医療情報の閲覧	不可(震災時は可)	可	不可
交付状況	100%	57%	これから発行
今後の計画	①今年12月1日廃止 12月2日以降新規発行なし ②発行済み保険証は最長1年(2025年12月1日迄)の経過措置あり ③ただし、転居、転職、婚姻等で保険資格が変更すると経過措置は終了に	①マイナ保険証を持つ者に「資格情報のお知らせ」を交付 マイナ保険証と資格情報のお知らせと「2枚持ち」必須 ②現行保険証廃止後は、マイナ保険証でしか受診できない ③解除手続、10月より※	①現行保険証の経過措置後に自動的に交付予定 ②1度目の交付以降は、申請手続が未定 ③本則ルールでは、1年ごとに申請が必要。

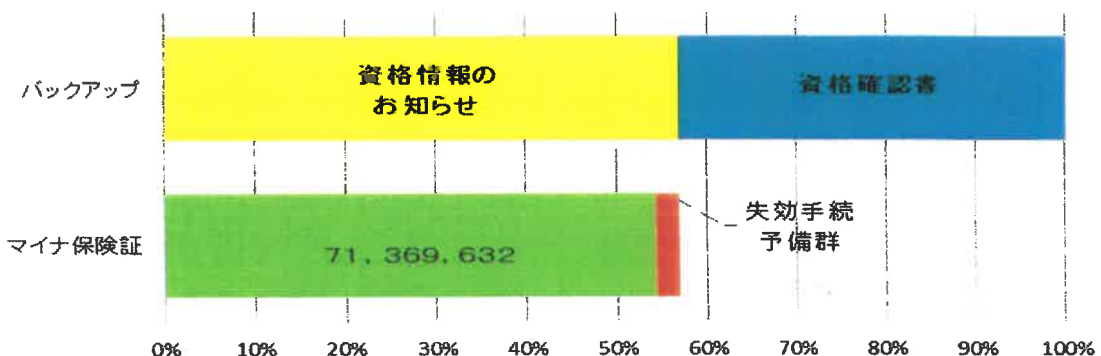
※解除手続の方法は未定

編集: 埼玉県保険医協会

健康保険証とマイナ保険証の交付状況: 2023年10月



「最終とりまとめ」で示されている2024年秋～の方針



後期高齢者医療被保険者証 有効期限

被保険者番号 12345678 令和 6年 7月31日

住所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏名 埼玉 太郎 見 本 性別 男

生年月日 平成 20年 4月 1日

適用開始年月日 平成 21年 8月 1日

交付年月日 令和 5年 7月 1日

一部負担金の割合 1割

被保険者番号 39111234

被保険者名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

埼玉県 国民健康保険 被保険者証

有効期限 令和6年7月31日

記号番号 9876543 (枝番) 01

氏名 保険 花子 見 本 性別 女性

生年月日 平成 15年 2月 1日

適用開始日 平成 15年 2月 1日

交付年月日 令和 5年 8月 1日 (裏面参照)

世帯主氏名 保険 一郎

住所 埼玉県越谷市越ヶ谷町丁南 2番1号

保険者番号 110221 交付者名 越谷 公 印

氏名 番号 花子

住所 〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号

性別 女

平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効

〇〇県長 年 月 日

1234

個人番号カード(表)

このカードを紛失された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
連絡先 個人番号カードコールセンター 0170-783-578 (24時間受付)

1234 5678 9012

氏名 番号 花子

平成元年 3月31日生

個人番号カード(裏)

別添1 様式例：必須記載事項のみ（カード型）
(表 面)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	負担割合 割
適用開始年月日	年	月	日	
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名	印			

これからこのようになります.. わかりずらくて心配ですね



- ・健康保険証のみ保有する方
(マイナ保険証未手続)
- ・健康保険証とマイナ保険証と
双方を保有する方

国民健康保険、後期高齢者などの場合
協会けんぽ、健保組合、共済などの場合

例① 例②

また は

また は

例③ 例④

健康保険証を持っている方 全員 100%

マイナ保険証 手続きをしていない方 43%

マイナ保険証 手続きした方 57%

保険証 最後の発行

例①24年8月～ 国保・後期高齢者など	期限 1年	マイナ保険証 なし
------------------------	-------	-----------

例②)発行済み 金社員・家族など	期限 なし	マイナ保険証 なし
---------------------	-------	-----------

例③) 24年8月 ~
国保・後期高齢者など
期限 1年
マイナ保険証

④例
みずほ銀行
どなと
金・家
社
期 限 なし
マイナ保険証

10月 マイナスイオン水 経年変化調査レポート

2024年12月1日
保険証の廃止

廃止後も最長一年経過措置

転職、転居などで保
険者の異動が生じた
場合は、その時点で
保険証は失効してし
まう。

25年7月末 期限
保険証 廃止に
資格確認書交付
要 5年

2025年12月1日
經過措置終了

- ・資格確認書
- ・マイナ保険証＋資格情報の
お知らせ

25年12月1日無効

少なくとも、1回は、自動的に交付されてくる。

マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の2枚持

マイナ保険
証でしか
受診できな
いから

25年7月末 期限
保険証 廃止に
マイナ保険証
資格情報のお知らせ

25年12月1日無効
保険証 廃止に

※※マイナ保険証は5年に1度更新が必要です。

2回目の交付方法は不明

OKVAMOKI



- (問合せ先)
さいたま市岩槻区役所
保険年金課
〒339-8585
埼玉県さいたま市岩槻区
本町3-2-5
TEL048-790-0157

マイナンバーカード等でご自身の個人番号の下4桁をご確認いただき、万が一、異なっている場合には、お住いの市区町村後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

被保険者番号	氏 名

個人番号

(注2) このお知らせは、マイナンバーカードの取得の有無に関わらず、被保険者全員に送付しています。

△ご注意ください！

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、記載事項に変更が生じなければ、その有効期限(令和7年7月31日)までご使用いただけます。

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

2

本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手帳以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

② 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 マイナンバー

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる
一時利用停止については、24時間365日受付

令和6年7月

後期高齢者医療被保険者 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証等の送付のご案内

本年8月1日からご使用いただく新しい保険証（後期高齢者医療被保険者証）をお届けします。
8月1日以降に医療機関にかかるときは、マイナ保険証、または、この保険証（薄緑色）を提示してください。

●保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

被保険者証に記載されている一部負担金（自己負担）の割合の判定方法や、医療機関に提示することで医療費等の窓口負担をあらかじめ低く抑えられる限度額適用・標準負担額減額認定証（負担割合1割の方）、限度額適用認定証（負担割合3割の方）等の制度については、同封している後期高齢者医療制度のご案内（小冊子）にて説明しております。

有効期限を過ぎた保険証（有効期限が令和6年7月31日までの薄茶色の保険証）は、8月1日以降にハサミを入れるなど裁断してから破棄していただきますようお願いいたします。

●後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。

マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）の下4桁を保険証の台紙に印字しています。

お手元にマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号の下4桁をご確認いただき、万が一、異なっている場合には、お住まいの市（区）町村のお問い合わせ先までご連絡ください。

【裏面あり】

●マイナンバーカードと保険証の一体化について

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降は現行の保険証が新規発行されなくなります。

令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降も令和7年7月末まで引き続き使用できますので、有効期限まで廃棄せずにお持ちください。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方などには、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。

※交付の方法につきましては、決まりしだい、ホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ先】

お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課
または

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課

電話 043-308-6768

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。
資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

●資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

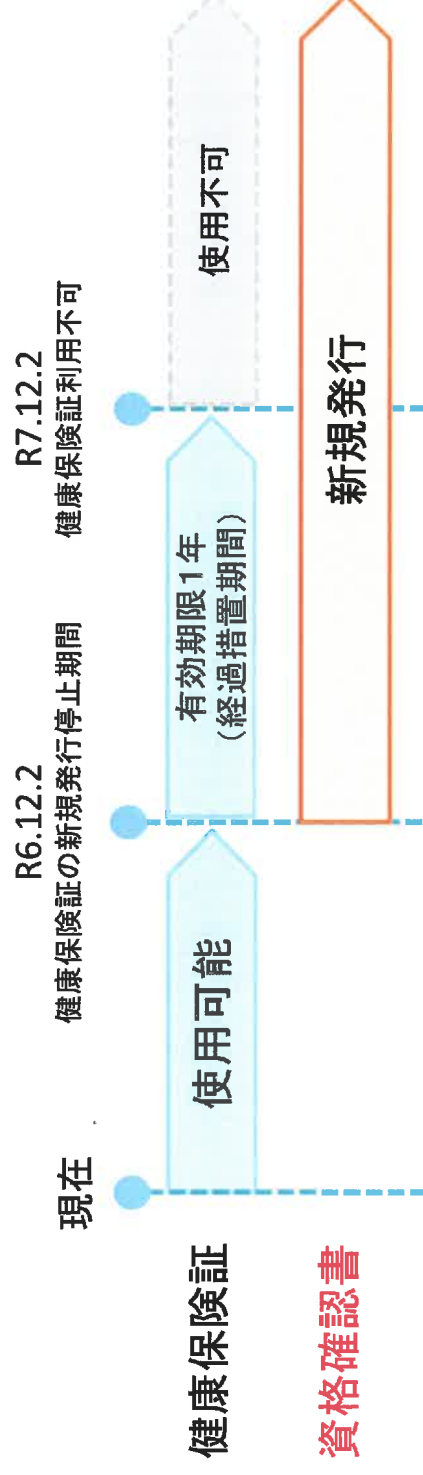
【既存加入者】

●**令和7年（2025年）12月2日以降**、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

(※) マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。
有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

(参考) 資格確認書の発行スケジュール



(参考) 協会において発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
 - ※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期（有効期限） ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓（併記申請があった場合） ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない
裏面	・住所 ・備考欄（性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ



2、国民健康保険について

		⑭マイナ保険証の資格確認書 発行について					⑮ （有、 無、 検討中）
		マイ ない 被 保 険 証 者 へ 発 行	被 保 険 者 に す べ て の 発 行	資 格 確 認 書 年 月 日 の 資 格 の	「 解 除 」 案 内 予 定 の 有 無	経 過 措 置 後 の 受 診 の み は 通 知 有 無	
南 部	1 川口市	○	×	20250731	○	○	検討中
	2 蕨市	○	×	20250731	○	×	検討中
	3 戸田市	○	×	未定	未定	未定	検討中
南 西 部	4 朝霞市	○	×	20250731	○	○	検討中
	5 志木市	×	○	20250731	○	○	無
	6 和光市	○	×	20250731	○	○	有
	7 新座市	○	×	20250731	×	×	無
	8 富士見市	○	×	20250731	○	×	検討中
	9 ふじみ野市	○	×	20250731	×	×	無
	10 三芳町	×	○	20250731	×	×	検討中
東 部	11 春日部市	○	×	20250731	×	×	検討中
	12 草加市	○	×	20250731	×	×	有
	13 越谷市	○	×	20250731	○	○	検討中
	14 八潮市	○	×	20250731	×	×	検討中
	15 三郷市	○	×	20250731	○	○	検討中
	16 吉川市	○	×	20250731	○	○	検討中
	17 松伏町	○	×	20250731	×	×	無
	18 さいたま市	○	×	20250731	○	×	無
県 央	19 鴻巣市	○	×	20250731	×	×	検討中
	20 上尾市	○	×	20250731	○	○	無
	21 桶川市	○	×	20250731	○	○	検討中
	22 北本市	○	×	20250731	○	○	検討中
	23 伊奈町	○	×	20250731	○	○	有
	24 川越市	○	×	20250731	○	×	検討中
	25 東松山市	○	×	20250731	○	○	無
川 越 北 企 業 地 帯	26 坂戸市	○	×	20250731	×	×	検討中
	27 鶴ヶ島市	×	○	20250731	×	×	検討中
	28 毛呂山町	○	×	20250731	×	×	検討中
	29 越生町	○	×	20250731	×	○	検討中
	30 滑川町	○	×	20250731	×	×	検討中
	31 嵐山町	○	×	検討中	検討中	検討中	検討中
	32 小川町	○	×	20250731	×	×	検討中
	33 川島町	○	×	20250731	○	○	無
	34 吉見町	○	×	20250731	×	○	検討中
	35 鳩山町	○	×	20250731	○	○	検討中
	36 ときがわ町	×	○	20250731	×	×	検討中
	37 東秩父村	○	○	20250731	○	○	検討中
西 部	38 所沢市	○	未定	20250731	×	×	無
	39 飯能市	○	×	20250731	○	×	検討中
	40 狭山市	○	×	20250731	×	×	検討中
	41 入間市	検討中	検討中	20250731	検討中	検討中	検討中
	42 日高市	○		20250731	○		検討中
	43 行田市	○	×	20250731	○	○	検討中
利 根	44 加須市	○		20250731	○	×	検討中
	45 羽生市	○	×	20250731	×	×	検討中
	46 久喜市	○	×	20250731	×	○	検討中
	47 蓮田市	○	×	20250731	×	×	検討中
	48 幸手市	○	×	20250731	検討中	検討中	検討中
	49 宮代町	○	×	20250731	○	○	有
	50 白岡市	○	×	毎年の0731	×	×	検討中
	51 杉戸町	○	×	20250731	×	×	検討中
	52 熊谷市	○	×	20250731	×	×	検討中
	53 本庄市	○	×	20260731	○	○	検討中
北 部	54 深谷市	○	×	20250731	○	×	検討中
	55 美里町	○	×	20250731	×	×	検討中
	56 神川町	○		未定	未定		検討中
	57 上里町	○	×	20250731	○	○	検討中
	58 寄居町	○	×	20250731	○	○	検討中
	59 秩父市	○	×	20250731	○	○	検討中
秩 父	60 横瀬町	○	×	20250731	×	×	検討中
	61 皆野町	○	×	20250731	○	○	検討中
	62 長瀨町	○	×	20250731	○	○	検討中
	63 小鹿野町	○	×	20250731	○	○	検討中
	合計/平均	58	5		31	26	

4、後期高齢者医療制度について

		⑩マイナ保険証の資格確認書の発行について			⑩マイナ保険証	⑫従来短期証廃止後の対応（有、無、検討中）
		マイナ保険証を持っていない被保険者のみ発行	すべての被保険者に発行	資格確認書の有効期限の年月日	74歳被保険者へ保険証無効お知らせの有無	
1	川口市	○	×	20250731	無	検討中
2	蕨市	○	×	20250731	無	検討中
3	戸田市	○	×	20250731	有	検討中
4	朝霞市	○	×	20250731	無	検討中
5	志木市	○	×	20250731	無	無
6	和光市	×	×	20250731	有	有
7	新座市	○	×	20250731	無	検討中
8	富士見市	○	×	20250731	無	無
9	ふじみ野市	○	×	20250731	無	無
10	三芳町	×	○（持っている人は希望者のみ）	20250731	無	検討中
11	春日部市	○	×	20250731	無	検討中
12	草加市	○	×	未定	無	無
13	越谷市	○	×	20250731	有	無
14	八潮市	○	×	20250731	無	検討中
15	三郷市	○	×	20250731	無	検討中
16	吉川市	○	×	20250731	無	無
17	松伏町	○	×	20250731	有	無
18	さいたま市※	○	×	20250731	無	無
19	鴻巣市	○	×	20250731	無	検討中
20	上尾市	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
21	桶川市	検討中	検討中	検討中	検討中	無
22	北本市	○	×	20250731	無	検討中
23	伊奈町	○	×	20250731	無	有
24	川越市	○	×	20250731	無	無
25	東松山市	○	×	20250731	有	検討中
26	坂戸市	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
27	鶴ヶ島市	○	×	20250731	無	検討中
28	毛呂山町	○	×	20250731	無	検討中
29	越生町	○	×	20250731	有	検討中
30	滑川町	○	×	20250731	無	検討中
31	嵐山町	○	×	20250731	有	検討中
32	小川町	○	×	20250731	有	検討中
33	川島町	○	×	20250731	有	無
34	吉見町	○	×	20250731	無	検討中
35	鳩山町	○	×	20250731	有	検討中
36	ときがわ町	○	×	20250731	無	検討中
37	東秩父村	○	×	20250731	有	検討中
38	所沢市	○	×	20250731	無	検討中
39	飯能市	○	×	20250731	無	検討中
40	狭山市	○	×	20250731	無	検討中
41	入間市	○	×	20250731	無	検討中
42	日高市	○	×	20250731	無	検討中
43	行田市	○	×	20250731	無	検討中
44	加須市	○	×	20250731	無	無
45	羽生市	○	×	20250731	無	無
46	久喜市	○	×	20250731	無	検討中
47	蓮田市	○	×	20250731	無	検討中
48	幸手市	○	×	20250731	無	検討中
49	宮代町	○	×	20250731	有	検討中
50	白岡市				有	検討中
51	杉戸町	○	×	20250731	有	検討中
52	熊谷市	○	×	20250731	無	検討中
53	本庄市	○	×	20250731	有	検討中
54	深谷市	×	×	20250731	無	検討中
55	美里町	○	×	20250731	無	検討中
56	神川町	○		未定		検討中
57	上里町	○	×	20250731	無	検討中
58	寄居町	○	×	20250731	無	検討中
59	秩父市	○	×	20250731	無	検討中
60	横瀬町	○	×	20250731	無	検討中
61	皆野町	○	×	20250731	有	検討中
62	長瀨町	○	×	20250731	無	無
63	小鹿野町	○	×	20250731	無	無
合計/平均		55			16	2

2024年自治体要請キャラバン「要望書に対する回答」

(5) マイナバーカードと健康保険証の一体化について		
南 部		②「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせしてください。
	1川口市	国からは、各保険者に対し、被保険者に利用登録の解除を希望する方については資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除手続きを行うことができるようシステム改修を行うことが求められており、本市においても、これらの対応を進めたいと考えて、他自治体等の動向を踏まえつつ、その周知の方法については検討しています。
	2蕨市	
	3戸田市	
	4朝霞市	国では、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について、申請により保険者が受け付ける予定となっていることから、ホームページ等を活用して周知することを検討してまいります。
	5志木市	
南 西 部	6和光市	
	7新座市	マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方については、加入する医療保険者等に申請する必要があるますが、現在、詳細な手続方法について決まっていない状況ですので、決まり次第、速やかに周知いたします。
	8富士見市	
	9ふじみ野市	マイナ保険証の利用解除を希望する者は、加入する医療保険者等に申請することになります。現在は今年10月末目途とされている解除申請受付開始に向け、準備している段階です。
	10三芳町	
	11春日部市	市公式ホームページ等において掲載する予定としています。
	12草加市	「マイナ保険証」は任意の手続きであることから、解除を希望する方につきましては、解除手続きを行うことができます。手続方法や手続開始時期など、詳細が決まり次第ホームページなどで周知したいと考えております。

2024年自治体要請ギャラパン「要望書に対する回答」

		(5) マイナナンバーカードと健康保険証の一体化について	
		①「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっていきます。2029年7月末までの有効期限にしてください。	②「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせしてください。
13	越谷市	国保の加入者は、社会保険等の加入者と比較し、保険資格の変更が多いことや、70歳以上の被保険者については、前年の所得により自己負担割合が変わることなどの理由で、現行の保険証と同様に、資格確認書についても有効期限を1年間とする予定です。	今年10月からマイナ保険証の解除が出来る予定ですが、ホームページ等での旨の周知を図ってまいります。
14	八潮市	国民健康保険は、資格の取得や喪失等の異動が多いこと、また、70歳以上の被保険者については、所得によって負担割合の変更があることから、「資格確認書」の有効期限は、毎年7月31日までとし、最長で8月1日から翌年の7月31日までの1年間とする予定です。	市ホームページ等での周知を予定しています。
15	三郷市	埼玉県内の市町村は、事務処理標準化の考えのもと、従来の保険証と同様に有効期限を1年間とする予定です。	市ホームページ等で周知してまいります。
16	吉川市	資格の変更等が適切に反映されるよう「資格確認書」の有効期限については、最大1年間とし、毎年7月末とする予定です。なお、「資格確認書」の交付にあたり、マイナナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方などに対し申請によらず資格確認書を発行するよう事務取扱について国より想定が示されておりますことから、引き続き、「市民の健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けられる」よう国の動向を注視するとともに、マイナ保険証の適正な運用に関する情報収集を行い、資格確認書等の取扱いに関しまでも確認に努めてまいります。	マイナ保険証の利用登録解除に関する事務について、国から示されている通知に基づき適切に対応し、周知してまいります。
17	松伏町		
18	さいたま市		
19	鴻巣市		
20	上尾市	マイナ保険証をもっていない方へ交付する「資格確認書」については、現行の保険証と同様に1年間の有効期限で交付する予定です。	今年10月末を目途に国がマイナ保険証の利用登録の解除機能を設ける予定となっており、市の受け付け準備が整うのに合わせてホームページに修正記載する予定です。

2024年自治体要請キャラバン「要望書に対する回答」

(5) マイナバーカードと健康保険証の一体化について		
県 央		①「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっていきます。2029年7月までの有効期限にしてください。
	21 桶川市	本市では、70歳以上の健康保険証と高齢受給者証を一体化しており、負担割合を表示しています。資格確認書についても同様とする予定であり、前年中の所得に応じて負担割合が変更となる可能性があることから、資格確認書の有効期限を最長で1年とする予定です。 なお、国民健康保険法第9条第11項の規定により、世帯内で有効期限を別々にすることができないため、70歳未満の加入者についても同様に、有効期限を最長1年とする予定です。
	22 北本市	
	23 伊奈町	
	24 川越市	マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を発行することになっておりますが、有効期限につきましては、現在の保険証に準じて最長1年間を予定しております。
	25 東松山市	これまでの被保険者証と同様に、有効期限は原則令和7年7月末までとする予定です。
	26 坂戸市	
	27 鶴ヶ島市	
	28 毛呂山町	
	29 越生町	2024年12月2日から発行する「資格確認書」の有効期限は、現在発行済みの被保険者証の有効期限と合わせて、2025年7月31日とする予定です。それ以後に発行する「資格確認書」の有効期限については、今後慎重に検討してまいります。
川 越 比 企	30 滑川町	
	31 嵐山町	
	32 小川町	
	33 川島町	
		リーフレット等により周知しています。
		町ホームページ等を通じてお知らせしたいと考えております。

2024年自治体要請ギャラバン「要望書に対する回答」

(5) マイナバーカードと健康保険証の一体化について		
	①「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっていきます。2029年7月末までの有効期限にしてください。	②「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせしてください。
34	吉見町	令和6年10月以降マイナ保険証の紐づけを解除できる予定となっております。マイナ保険証の紐づけ解除についての周知につきましては、今後検討してまいります。
35	鳩山町	
36	ときがわ町	解除をご希望の方がいればご案内します。
37	東秩父村	広報等を通じて周知する予定です。
38	所沢市	マイナバーカードの健康保険証利用登録につきましては、本年の秋頃から申し出により解除できることとなっているため、広報やホームページによる周知を適切な時期に行いたいと考えております。
39	飯能市	
40	狭山市	被保険者証が廃止される令和6年12月2日以降は、マイナ保険証をお持ちでない方には法令に基づき、資格確認書の交付を予定しており、有効期限は、従来どおり翌年の7月末を期限とする予定であります。なお、有効期限は最長5年まで可能とされておりますが、国保の被保険者は被用者保険に比べて資格の異動が多く、その都度、切替え手続が必要となります。また、70歳以上75歳未満の被保険者の高年齢受給者証につきましても、前年分の所得に応じて医療費の窓口負担割合を判定する必要があるため、資格確認書（特別療養）の交付にあたっては、滞納状況などを確認した上で交付する必要があることから、県内63市町村では従来どおり1年間の有効期限として統一する方針であります。
41	入間市	
42	日高市	
西部		

「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせしてください。

【回答】

マイナバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書につきましては、国・県の通知等により適切に対応してまいります。

2024年自治体要請キヤラバン「要望書に対する回答」

(5) マイナバーカードと健康保険証の一体化について		
		①「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっていきます。2029年7月末までの有効期限にしてください。
43	行田市	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後は、マイナバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、マイナバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することとされております。ただし、一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分や70歳以上の被保険者の負担割合につきましては、毎年度8月1日に再判定を行うため、本市といたしましては資格確認書の有効期限は1年間(7月31日)とする予定でございます。
44	加須市	資格確認書の有効期限につきましては、国や県の動向等も踏まえ、後期高齢者医療制度への移行や社会保険等への加入により国保資格を喪失する被保険者も多数いるため、今までの保険証の有効期限を参照し適切に対応してまいりたいと考えています。
45	羽生市	
46	久喜市	
47	蓮田市	
48	幸手市	
49	宮代町	
50	白岡市	
51	杉戸町	資格確認書の有効期間は、5年以内で各保険者が設定することになっていきます。有効期限につきましては、今後、検討してまいります。
52	熊谷市	70歳以上の方については所得状況により、年度ごとに負担区分の判定を行っていることから資格確認書の有効期限は最長1年となります。また、年齢により資格確認書の有効期限が異なる場合、被保険者間で不均衡になることや混乱を招くおそれもあることから、資格確認書の有効期限は後期高齢者医療制度に移行される方を除き最長1年と考えております。
53	本庄市	
54	深谷市	
55	美里町	

利根

北部

②「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせしてください。

本市においても、マイナ保険証の利用登録は任意の手続であることを踏まえ、本年10月頃から、マイナ保険証の利用登録解除を希望する方については、加入する医療保険者に申請することにより、マイナ保険証の利用登録を解除できる仕組みが開始される予定です。なお、周知については、10月頃よりホームページ、市報等において広く周知をしてまいります。

国や県の動向等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えています。

国はマイナ保険証の利用登録の解除を令和6年10月頃より可能とする方針を示していますが、詳細については不明ですので、今後、検討してまいります。

今後、市ホームページ等で周知を行っていく予定です。

2024年自治体要請キヤラバン「要望書に対する回答」

(5) マイナバーカードと健康保険証の一体化について

		①「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになつていきます。2029年7月未までの有効期限にしてください。	②「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせしてください。
秩父	56 神川町		
	57 上里町		
	58 寄居町	前年度の所得により、毎年負担区分判定が行われることから、有効期限は1年を予定しております。	町広報紙、町公式ホームページ等にて周知を予定しております。
	59 秩父市		
	60 横瀬町		
	61 皆野町	現行の保険証に準じて、有効期限は1年に設定する予定です。	マイナバーカードの利用登録は任意で有り、利用登録後もマイナバーカードにより医療機関を受診するかどうかは、ご本人に委ねられており、利用登録により本人に不利益が生じるものではないので、現時点では考えておりません。
	62 長瀨町		
	63 小鹿野町		

埼玉県保険医協会
マイナ保険証・オンライン資格確認の
5月以降発生トラブル アンケート中間速報報告

調査期間 24/8/9(金)～8/30(金)予定

8/16現在 158件

アンケート対象数(開業医会員):3453
回答割合:8%

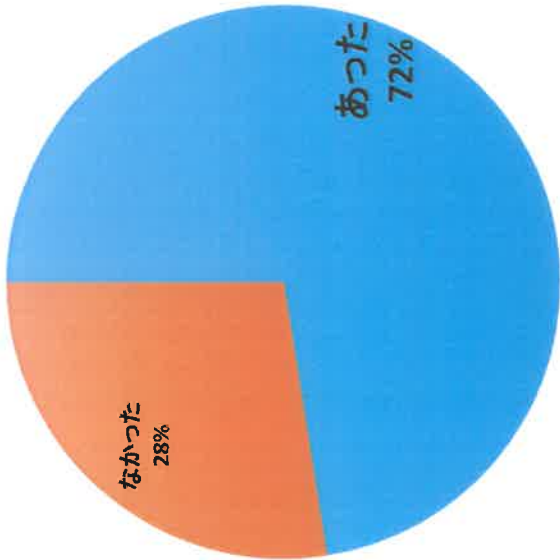
問1 所在地…省略(全員埼玉県のため)

問2 区分

内科診療所	120	76%
歯科診療所	38	24%
合計	158	100%

問3 5月以降マイナ保険証・資格確認に関するトラブル・不具合は？

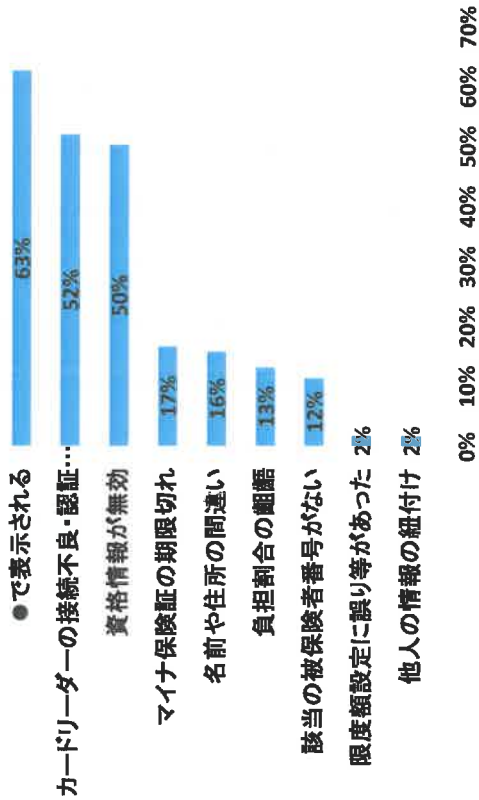
	件数	割合
あった	113	72%
なかった	43	28%
合計	156	100%



◎今年5月以降の状況でも、トラブルや不具合を経験している医療機関の割合は70%を超えた。
◎これまでの保険医協会による調査でも昨年23年12月58%、23年5月72%を示しており傾向は変わらない。

問4 問3で「あった」という方、トラブルはどのようなものですか。

※複数回答可		件数	割合
●で表示される		71	63%
カードリーダーの接続不良・認証エラー		59	52%
資格情報が無効		57	50%
マイナ保険証の期限切れ		19	17%
名前や住所の間違い		18	16%
負担割合の齟齬		15	13%
該当の被保険者番号がない		13	12%
限度額設定に誤り等があった		2	2%
他人の情報の紐付け		2	2%
			n=133



◎内訳で示されている原因は、システム上の不具合を修繕していないもの(●で表示)、総点検を終えて尚も生じるもの、カードリーダーそのものの不具合などによる。
◎こうしたトラブル、不具合は、現状では健康保険証の確認により解決している。
◎マイナ保険証のみでは資格確認が困難である。

◎問4の具体的な内容について教えてください

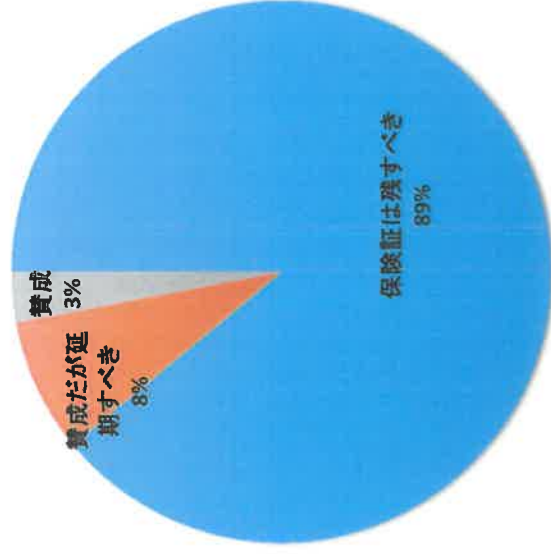
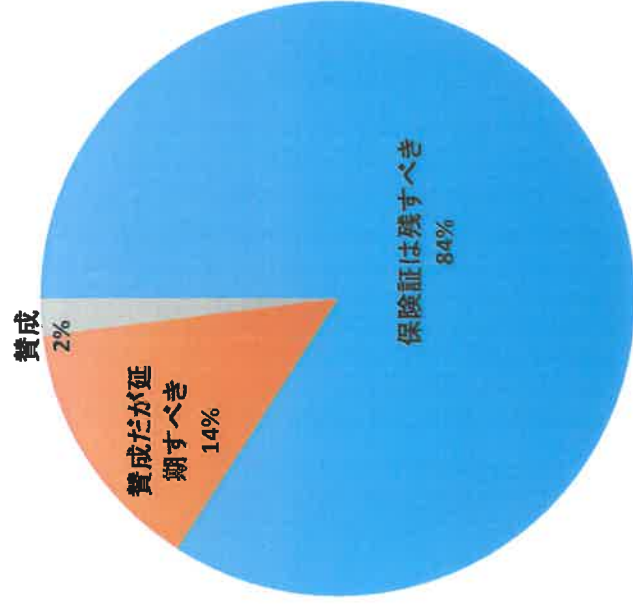
- 行ったことのない住所が記載されていて他人の情報が誤入力された可能性がある。
- 突然ログイン出来なくなり、1h後に回復した。
- そもそもマイナ保険証が結びついていない、それに気づいていない方もいる。
- 資格情報が表示されず、保険証を提示いただいた、有効期限が表示されないので、不明な中対応。
- 使用頻度が少ないので、使用の度、システムを立ち上げないといけない。
- ID、パスワード入力に時間がかかり、大変不便。
- 受給者証がマイナンバーとひもづけされていないため、入力の手間がかかる。
- オンライン資格確認と電カルがうまく連携せず、連携させるための操作、連携までに時間がかかることが多々あり受付業務に支障が出ている。
- 急に接続不良になる。そうなると再起動しても半日(3~4時間)使用できず
- マイナンバーのみの患者さんの資格・保険確認ができない。
- カミナリの影響で数時間利用できなかった
- 資格確認のできない保険者がある。公務員なのになぜ？
- 自衛隊員は全員、オンライン資格に登録がない。
- ●の表示がかなり多い。

問12 今年12月2日の健康保険証の廃止について

【参考】 昨年(2023年12月)の協会調査

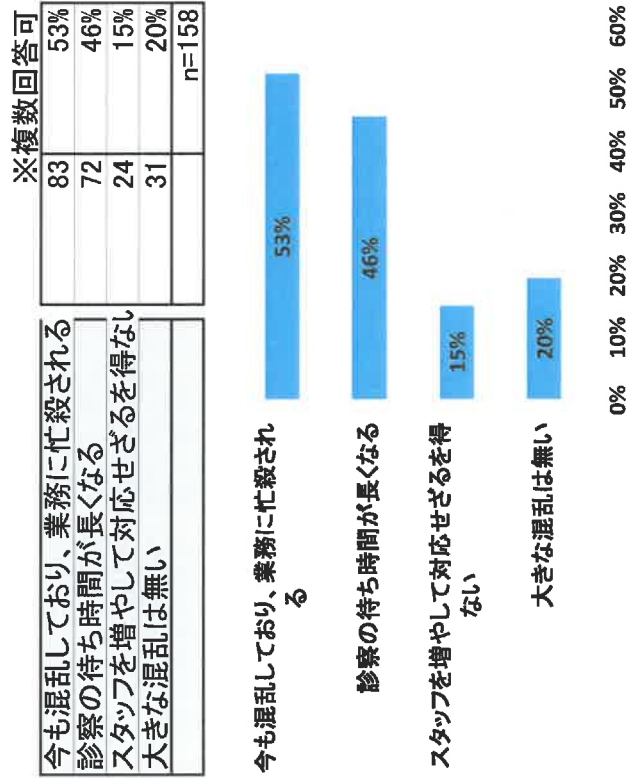
	件数	割合
保険証は残すべき	127	80%
賛成だが延期すべき	21	13%
賛成	3	2%
合計	151	100%

	件数	割合
保険証は残すべき	134	89%
賛成だが延期すべき	12	8%
賛成	4	3%
合計	150	100%



◎12月に保険証を廃止することに賛成するのは「1.9%」と極めて少ない。
 ◎12月の廃止方針は、医療現場からは全く支持されていないといえる。
 ◎23年5月調査では「保険証は存続すべき」が85%。23年8月は、「健康保険証を残す必要があるか」問い、「必要あり」が96%を占めた。今回のアンケートは「保険証は残すべき」84%、「賛成だが延期すべき」14%を合わせて98%に達するため、健康保険証存続を求める声の割合が最多となった。

問11 保険証が廃止された場合、
受付業務はどうなると予想されますか



問10 政府の「マイナ保険証利用推進集中取組月間」について
トラブルの具体的な内容について教えてください

- 受付で患者から「何で健康保険証をなくすんだ」とクレームがあった
- マイナのトラブルが多数見られるため、保険証でも確認しているが、
 なんと「マイナ」、「保険証」どちらからだけじゃだめなのかよく聞かれる。
 マイナのみで安心できない。
- 小児は顔認証ができない場合が多い。暗証番号を間違えてしまう。
 目視というやり方を厚労省から問い合わせでアドバイスをもらった
 がとても手間がかかる。
- もしマイナ保険証のみとなると受付ける時点で大行列である。
 カードリーダーに入れて手続きするのに30秒～1分以上かかる。
 来院が少ししか来ない医院なら良いが、まず大混乱である。
- 全く受け入れられない！！

アンケートに
ご協力ください

**全国 マイナ保険証・オンライン資格確認の
24年5月以降発生トラブル調査のお願い**

12月2日の保険証廃止が迫るなか、協会と保団連は、マイナ保険証（オン資）トラブルの実態を改めて把握するため、調査を実施します。ご協力のほどよろしくお願いします。

【アンケート回答要領】 〆切り 8月30日(金)

*下記アンケートの□内にチェック、または、囲み内にご記入の上、FAXにてご返信ください。

返信FAX宛先 埼玉県保険医協会 048-824-7547

- 【問 1】 医療機関の所在地（ ） 県） ※埼玉県以外の場合にお書きください
- 【問 2】 区分 ☐ 医科診療所 ☐ 歯科診療所 ☐ 病院
- 【問 3】 5 月以降、マイナ保険証・オンライン資格確認に関連するトラブル・不具合はありましたか。
☐ あった ☐ なかった
- 【問 4】 「問 3」で「あった」という方にお聞きします。トラブル内容はどのようなものですか（複数回答可）
☐ 資格情報が無効 ☐ 該当の被保険者番号がない ☐ 名前や住所の間違い ☐ ●で表示される
☐ カードリーダーの接続不良・認証エラー ☐ 限度額認定に誤り等があった
☐ 負担割合の齟齬→（☐ 国保・☐ 社保・☐ 後期高齢）
☐ 他人の情報が紐づけられていた ☐ マイナ保険証の有効期限が切れていた
- 【問 5】 トラブル・不具合の具体的な内容を記載してください。
〔 〕
- 【問 6】 トラブル・不具合についてどのように対応しましたか。（複数回答可）
☐ その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認をした
☐ 保険者・コールセンターに連絡をして相談した
☐ レセコンメーカーに相談をした
☐ 前回来院時の情報をもとに対応をした ☐ その他（ ）
- 【問 7】 トラブル対応で、「一旦 10 割負担を患者に請求した」事例はありましたか。
☐ あった（ ）件） ☐ なかった
- 【問 8】 「一旦 10 割負担を患者に請求した」具体的な内容を記載してください。
〔 〕
- 【問 9】 政府の「マイナ保険証利用推進集中取組月間」についてお聞きします。
5 ～ 7 月のマイナ保険証の利用促進による患者さんとのトラブルがありましたか。
☐ あった ☐ なかった ☐ 協力していない
- 【問 10】 トラブルの具体的な内容を記載してください。
〔 〕
- 【問 11】 12 月で健康保険証が廃止された場合、受付業務はとなると予想されますか。（複数回答可）
☐ 大きな混乱はない ☐ 今も混乱しており、廃止後は受付業務に忙殺される
☐ 診察の待ち時間が長くなる ☐ スタッフを増やして対応せざるを得ない
- 【問 12】 今年 12 月 2 日の健康保険証の廃止について
☐ 保険証は残すべき ☐ 賛成だが延期すべき ☐ 賛成

ご協力ありがとうございました。

2024年8月19日

埼玉県知事
大野 元裕 様
保健医療部長
表 久仁和 様
国保医療課長
大熊 誉隆 様

記

埼玉県保険医協会
理事長 山崎利彦

健康保険証廃止に関する情報、「資格確認書」情報の周知が不足しています
県民への周知と保険者として自治体に周知徹底をしてください

貴職の県民医療向上に関する日夜のご尽力に敬意を表します。

さて、マイナ保険証の推奨と12月2日保険証の新規発行が停止することを周知するテレビCMが流されている他、マイナ保険証提示の周知などが一部の医療機関や薬局などで行われています。しかし、これらの周知や説明は極めて偏ったものになっていきます。CMでは、保険証が12月2日から発行されないこと、マイナ保険証を利用すれば「もしもの時にいいこと」として救急搬送時や旅行時に携行していれば、詳しい医療情報が病院で利用されるために「質の高い医療」が受けられると紹介されていますがこれらは視聴者に誤解を与えるものです。

また、今年の12月以降に順次、健康保険証が廃止された後に、マイナ保険証を所持していない場合には「資格確認書」が自動発行される予定であることを知らせていないことは大変問題が大きく、まるで「マイナ保険証」を取得しなくてはいけないかのような周知に映っています。一方、マイナ保険証を所持している場合には「資格情報のお知らせ」が発行され、保険証の廃止後にはマイナ保険証と2枚持ちが課されていることの説明もされていません。

このように偏った説明の条件下では、今後医療機関の窓口において様々なトラブルや混乱が生ずることが懸念され、多くの説明が必要となる可能性が高いといわざるをえません。

患者や被保険者に対する保険証に関する説明は、本来、保険者と管轄する行政が担うべきものです。保険証の廃止期日が目前に迫りながら、現状では説明責任が全うされていません。一方で、政府は医療機関の善意を利用して、マイナ保険証の推奨や保険証廃止をアナウンスすることを求めています。適切な周知方法ではありません。

本会が加盟する社会保険推進協会が行った自治体へのアンケート調査では、保険証廃止の経過措置後はマイナ保険証でしか受診できないことを周知するのが26自治体、「解除」ができることを知らせる意向を持つのが31自治体です。半数近くが県民に多くの情報提供を試みようとしていますが、マイナ保険証を所持している場合には、保険証の期限が切れた後にはマイナ保険証でしか受診ができなくなるものの周知案内は全くされていません。マイナ保険証が「解除」できることとあわせて、県民にアナウンスを行ってください。埼玉県は国保の保険者という側面もありますので、保険者の立場から国保加入者に対して、市町村国保がアナウンスをするよう周知徹底をしてください。

これらの様々な事態については、保険証の廃止を延期させれば全て解決に至るものです。直近の保険医協会会員調査でも、開業医の圧倒的多数は今年12月の保険証廃止を望んでいません。貴職におかれましては、現状をご賢察のうえ、医療現場や国民皆保険制度の混乱を生じさせないような施策を早急に実施されるよう、下記のとおり要請いたします。

1、県内自治体の国保に対して、マイナ保険証を持っていない被保険者には「資格確認書」が必ず届けられることを丁寧に案内するよう周知徹底をお願いします。

1、県内の63自治体は「資格確認書」の有効期限を1年とする方針のようです。しかし、マイナ保険証の所持の有無によって発行の判断を行う方途では、マイナ保険証を所持していることを失念している場合をはじめ、トラブル発生の懸念があります。今年度、来年度など廃止後の当面においては、資格確認書を全ての被保険者に送達するよう方針を埼玉県として考慮してください。全自治体が被保険者全員に送達するようにしてください。

1、マイナ保険証を保有している方のうち、少なくとも一方が保有手続の際「受診時には健康保険証を利用」を想定していたものと思われれます。予期せずにマイナ保険証でしか受診が認められない事態は医療機関の窓口で大きなトラブルとなり得ます。「解除」が10月より可能であることと合わせて、周知をしてください。

1、健康保険証を12月に廃止することなく、存続させるよう国に対して上申してください。

以上